

## ■ 建築物の耐震改修計画の認定について ■

### 【計画の認定について】

建築物耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、耐震改修の計画について認定を申請することができます。この計画が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合している等の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項各号に掲げる基準）に該当するときは、認定を行います。

### 【認定によるメリット】

#### ○既存不適格に係る制限の緩和

耐震改修促進法第 17 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる基準に適合するものとして計画の認定を受けた場合、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替の際に、耐震関係規定以外の既存不適格事項の遡及適用を受けません。

#### ○耐火建築物に係る制限の緩和

耐震改修促進法第 17 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる基準に適合するものとして計画の認定を受けた場合、柱、壁の新設や柱、梁の模様替の際に、耐火建築物に係る建築基準法の規定の適用を受けません。

#### ○容積率に係る制限の緩和

耐震改修促進法第 17 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる基準に適合するものとして計画の認定を受けた場合、増築の際に、容積率に係る建築基準法の規定の適用を受けません。

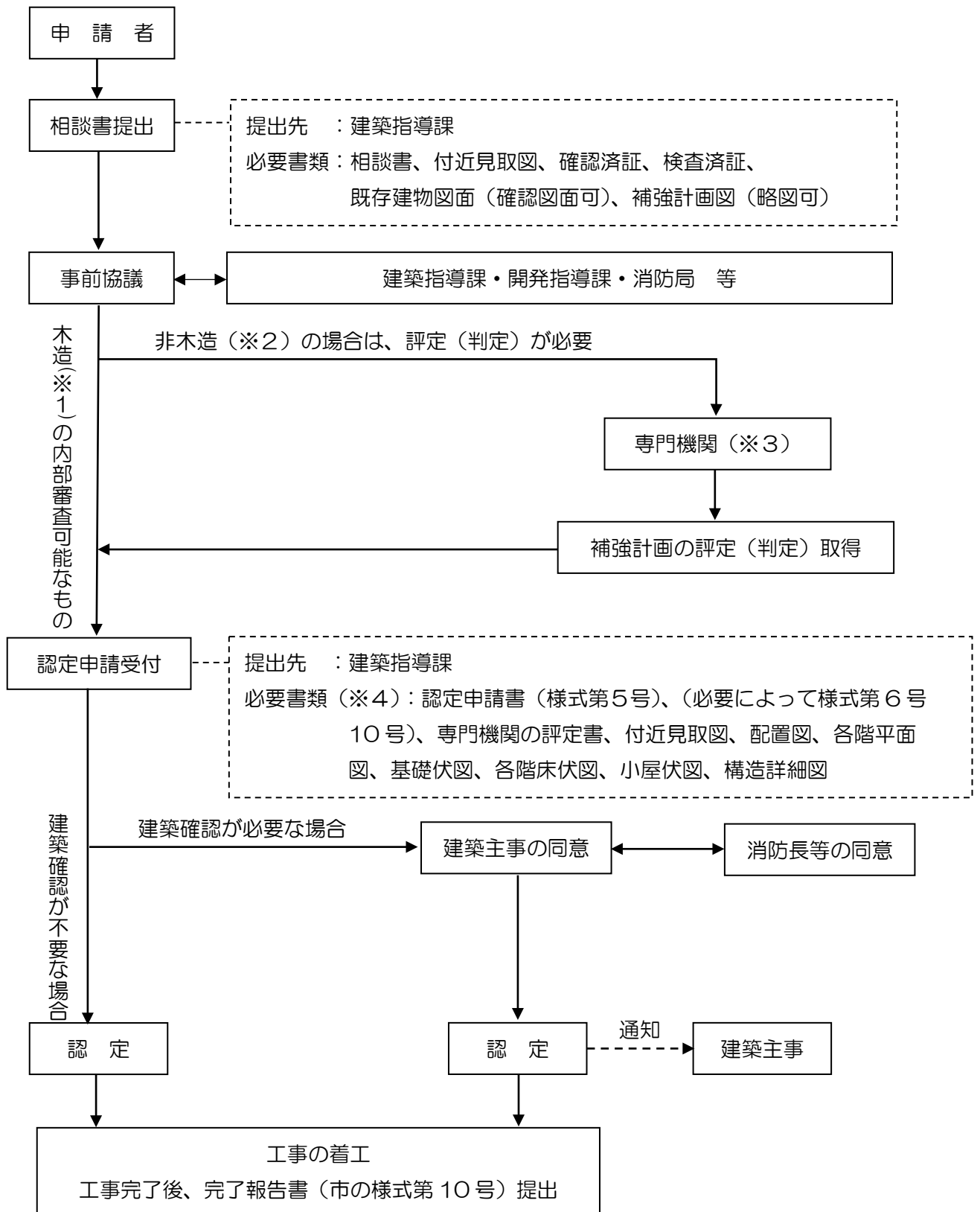
#### ○建ぺい率に係る制限の緩和

耐震改修促進法第 17 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる基準に適合するものとして計画の認定を受けた場合、増築の際に、建ぺい率に係る建築基準法の規定の適用を受けません。

※耐震改修の計画が建築確認又は計画通知を要する場合において、計画の認定を受けた場合は、確認済証の交付があったものとみなされます。

※上記の緩和は、地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものに限りません。

【耐震改修計画の認定手続きフロー】



- ※1 木造とは、構造が木造の住宅で、(一財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」によるもの。
- ※2 非木造とは、※1以外で、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造(部分的なものも含む)及び木造で(一財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」によらないものを含む。
- ※3 主な専門機関 (一財)日本建築防災協会 全国ネットワーク委員会等による  
(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/nw/hantei/>)

(一財)日本建築防災協会 (一社)建築研究振興協会 (一財)日本建築センター 日本 ERI(株)  
(一社)構造調査コンサルティング協会 (一財)ベターリビング (一財)建築保全センター 等

- ※4 申請書類は、正副2部作成すること。